

令和7年度

事業概要

水道局

目 次

I	水道局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和7年度 主要事業	4

I 水道局の概要

1. 局長 藤原 政幸

2. 局の職員数 537 人（令和 7 年 4 月 18 日現在）

3. 令和 7 年度予算の概要

（1）水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 水道事業収益	42, 282, 278	1 水道事業費	37, 690, 388
収入合計	42, 282, 278	支出合計	37, 690, 388

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	19, 682, 338	1 資本的支出	27, 976, 474
収入合計	19, 682, 338	支出合計	27, 976, 474

（2）工業用水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 工業用水道事業収益	1, 729, 151	1 工業用水道事業費	1, 784, 211
収入合計	1, 729, 151	支出合計	1, 784, 211

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	401, 957	1 資本的支出	1, 166, 068
収入合計	401, 957	支出合計	1, 166, 068

Ⅱ 組織と事務分掌

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2)局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関する事。
- (3)財政計画及び資金計画に関する事。
- (4)料金制度の調査及び研究に関する事。
- (5)各種統計の調査及び改善に関する事。
- (6)水資源施策及び水利権の基本に関する事。
- (7)広報及び広聴に関する事。
- (8)公有財産管理事務の調整に関する事。
- (9)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関する事。
- (10)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関する事。
- (11)争訟の統轄に関する事。
- (12)会計事務の総括に関する事。
- (13)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関する事。
- (14)局内監査に関する事。
- (15)局の契約事務に関する事。
- (16)職員の人事に関する事。
- (17)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関する事。
- (18)人材育成及び研修体制に関する事。(技術企画課の所管に属するものを除く。)
- (19)給与、勤務時間その他労働条件に関する事。
- (20)職員の労働組合に関する事。
- (21)職員の福利厚生に関する事。
- (22)DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革に関する事。
- (23)情報システムに関する事。
- (24)車両の保険及び整備の指導に関する事。

営業課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関する事。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関する事。
- (3)営業に関するシステムに関する事。
- (4)水道料金その他収入金の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (5)使用水量の査定及び調査に関する事。

技術企画課

- (1)局の基幹的施策の立案及び調整に関する事。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関する事。
- (3)水道の技術的調査研究に関する事。
- (4)人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関する事。(経営企画課の所管に属するものを除く。)
- (5)水・インフラ整備に関する国際貢献に関する事。
- (6)水道事業の広域連携に関する事。
- (7)危機管理体制(事業継続計画、訓練、災害時協定を含む)に係る企画及び調整に関する事。
- (8)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関する事。
- (9)土木積算に関する連絡及び調整に関する事。(他の所管に属するものを除く。)
- (10)水量統計に関する事。(他の所管に属するものを除く。)

配水課

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水道の配水管を含む。)の維持、改良工事に関する事。
- (2)管路情報管理システムの計画及び調整に関する事。
- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関する事。
- (4)水圧の調査及び統計に関する事。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関する事。
- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関する事。(他の所

- 管に属するものを除く。)
- (7)貯蔵品の管理に関する事。
 - (8)配水に関する危機管理対応の調整に関する事。

給水課

- (1)指定給水装置工事業者に関する事。
- (2)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関する事。
- (3)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関する事。
- (4)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関する事。
- (5)工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関する事。
- (6)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関する事。
- (7)水道のメーター(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (8)貯蔵品の管理(配水課の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (9)給水に関する危機管理対応の調整に関する事。

浄水統括事務所(第1類事業所)

施設課

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関する事。
- (3)施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (4)上水道水源のかん養に関する事。

設備課

- (1)電気設備(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (2)機械設備(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (3)テレメータ・テレコントロールシステムの保守管理、更新に関する事。
- (4)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (5)営繕に関する事。
- (6)国際インフラ協力事業に関する事。

上ヶ原浄水事務所(第2類事業所)

- (1)浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関する事。
- (5)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関する事。

千苅浄水事務所(第2類事業所)

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)上水道水源のかん養に関する事。
- (4)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関する事。

水質試験所(第2類事業所)

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関する事。
- (2)水質試験に関する事。

水道管理事務所(第1類事業所)(東部・西部)

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工

- | |
|---|
| 業用水の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。
(2)配水操作に関すること。
(3)漏水防止工事の施行に関すること。
(4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
(5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
(6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
(7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること |
|---|

水道管理事務所（第 2 類事業所）（北部）

- | |
|--|
| (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。
(2)配水操作に関すること。
(3)漏水防止工事の施行に関すること。
(4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
(5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
(6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
(7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること |
|--|

Ⅲ 令和7年度 主要事業

1. 蛇口からいつでも水が飲める強靱な水道の構築

震災を教訓に、地震など近年多発する様々な自然災害に備えるため、老朽化した水道施設の更新・耐震化やバックアップ機能の強化を実施します。

(1) 水道施設の計画的な更新・再編



① 上ヶ原浄水場の再整備

上ヶ原浄水場は自己水源である千代貯水池からポンプを介さず高低差により浄水場まで送水が可能なことから、エネルギー効率に優れた重要な浄水場です。

大正6年度に供用を開始しましたが、老朽化が進んでいることから、令和元年度より再整備事業を進めています。再整備では、場内の高低差を生かした施設配置に見直すことで、浄水場から市内への送水においてもポンプを必要としない自然流下での送水を可能とし、さらなる動力費の削減及び環境負荷の低減を実現します。また、自家発電設備の導入により広域停電時においても浄水場の運転継続を可能とします。

事業手法には、民間事業者へ設計・建設・運転管理を一括して委ねるPFIを導入し、効率的な施設運用や整備コストの削減を図ります。



(施設完成：令和8年7月予定、運転管理委託：令和8年8月から15年間の予定)

② 4 拡送水トンネルの更生

昭和 39 年に供用を開始した 4 拡送水トンネルは、阪神水道企業団から供給される水道水を市内へ運ぶ重要な送水幹線です。供用開始から 60 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、東灘区（西天上川）から中央区（再度第 3 接合井）の間のトンネル内に耐震性の高い送水管を挿入する工事に令和 7 年度から着手します。

この更生により、上流の阪神水道区間と連続した耐震性のある送水ルートが確立され、大容量送水管と合わせた主要送水幹線の安定性が向上することで、約 50 万人相当の断水リスクを低減できます。

（令和 12 年度完成予定）



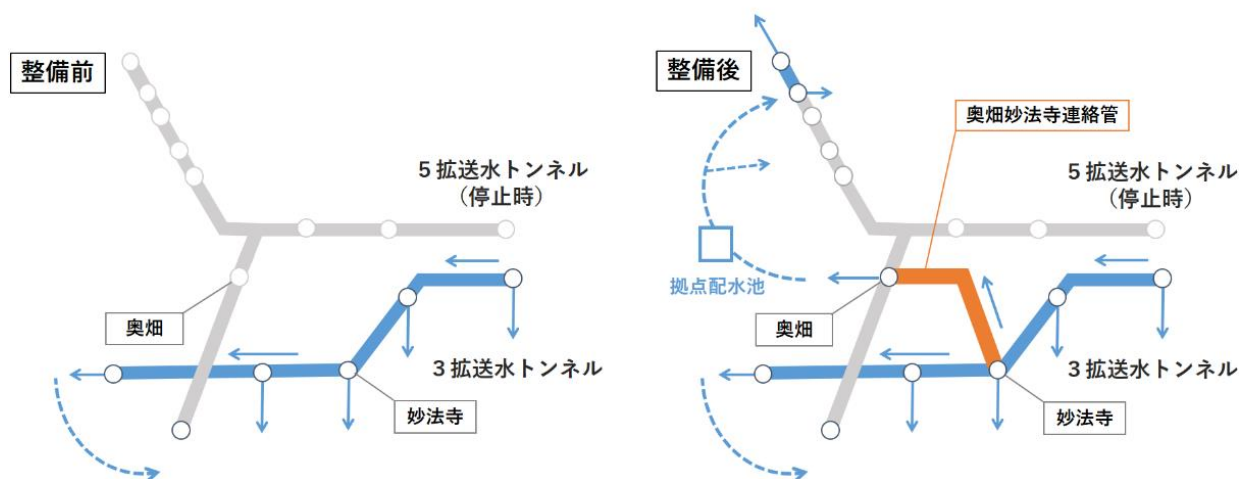
4 拡送水トンネル

③ 奥畑妙法寺連絡管整備

市内西部地域への送水を担う 2 本の送水トンネル（3 拡送水トンネル、5 拡送水トンネル）を連絡する送水連絡管の整備を、令和 2 年度からシールド工法を用いて進めています。令和 6 年度にシールドトンネルが完成し、令和 7 年度よりその内側に耐震性の高い送水管を挿入する工事に着手します。

この整備により、2 本の送水トンネルのどちらかが災害や施設更新等により停止した場合に、須磨区・垂水区・西区などへのバックアップが可能となります。5 拡送水トンネルが停止した場合には約 18 万人相当、3 拡送水トンネルが停止した場合には約 8 万人相当の水を送ることができます。

（令和 9 年度完成予定）



整備前後の比較イメージ（5 拡送水トンネル停止時）

④ 配水池の更新

市街地などの人口が集中するエリアへの給水を担う主要な配水池の更新を順次行い、市民生活と経済活動を支えています。令和 7 年度は奥平野低層配水池と西神低層配水池の更新を進めます。

三宮・元町地区を中心に約 15 万人相当の水を供給する奥平野低層配水池は、明治 33 年築造のため耐震性を有しておらず、老朽化も進んでいます。更新に合わせて耐震化を行うことで、平常時・非常時の安定供給を確保します。

伊川谷地区を中心に約 3 万人相当の水を供給する西神低層配水池は、1 池構造のため、運用を停止した点検等が難しく、災害時・事故時のリスクも高い施設です。移転更新により 2 池構造とするとともに、水源の異なる 2 系統の入水ルートを確認することで、安定供給を維持します。

（奥平野低層配水池：令和 13 年度完成予定、西神低層配水池：令和 9 年度完成予定）



奥平野低層配水池



西神低層配水池

⑤ 配水管の更新・耐震化

高度経済成長期に布設し老朽化している大量の配水管の更新・耐震化を進めるため、令和9年度までに、年間40km相当（※）の更新延長から、50km相当に段階的にペースアップを進めます（令和7年度は44km相当の事業費）。

また、耐震化を効果的に実施するため、避難所等の重要施設に接続する管路や、事故時の影響が大きい配水池の根本管路・大口径管路の更新・耐震化を優先的に実施していきます。

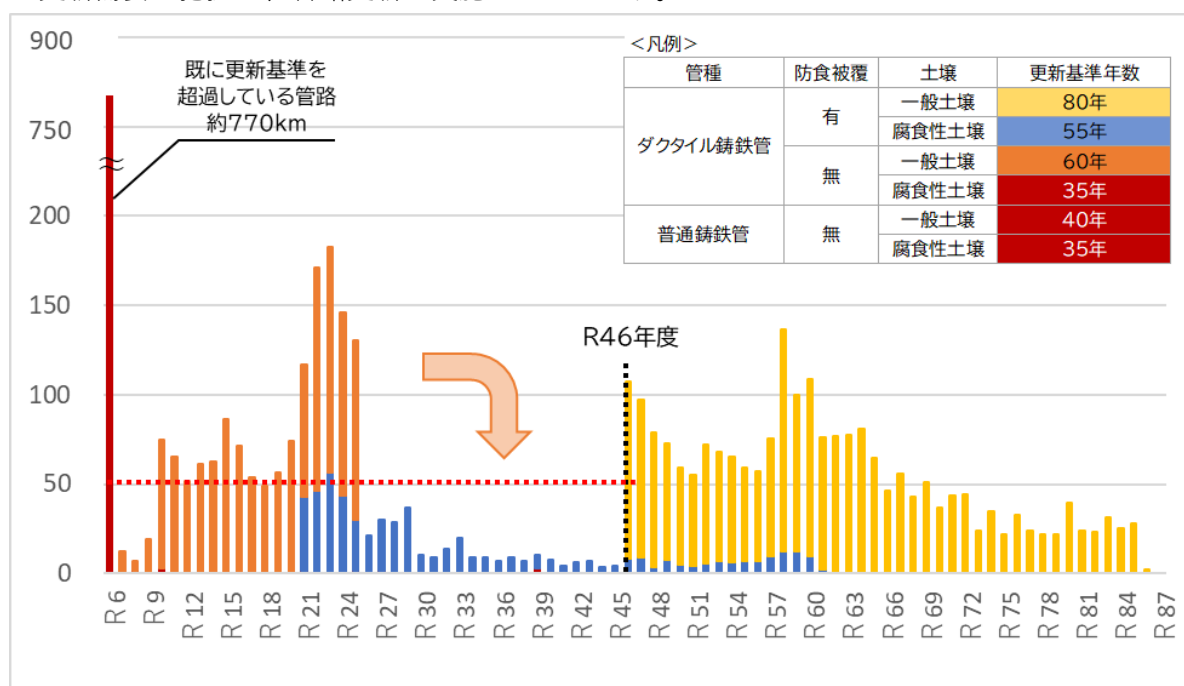
なお、更新・耐震化にあたっては水需要の減少を踏まえ、安定供給が確保できる範囲において、配水管のダウンサイジングを実施するなど、配水管網の再構築を行い、更新費用が安価となる取り組みも実施していきます。

※配水管工事の平均口径（150～200mm）に換算した延長



更新基準年数ごとの配水管延長（令和5年度末時点総延長：約4,897km）

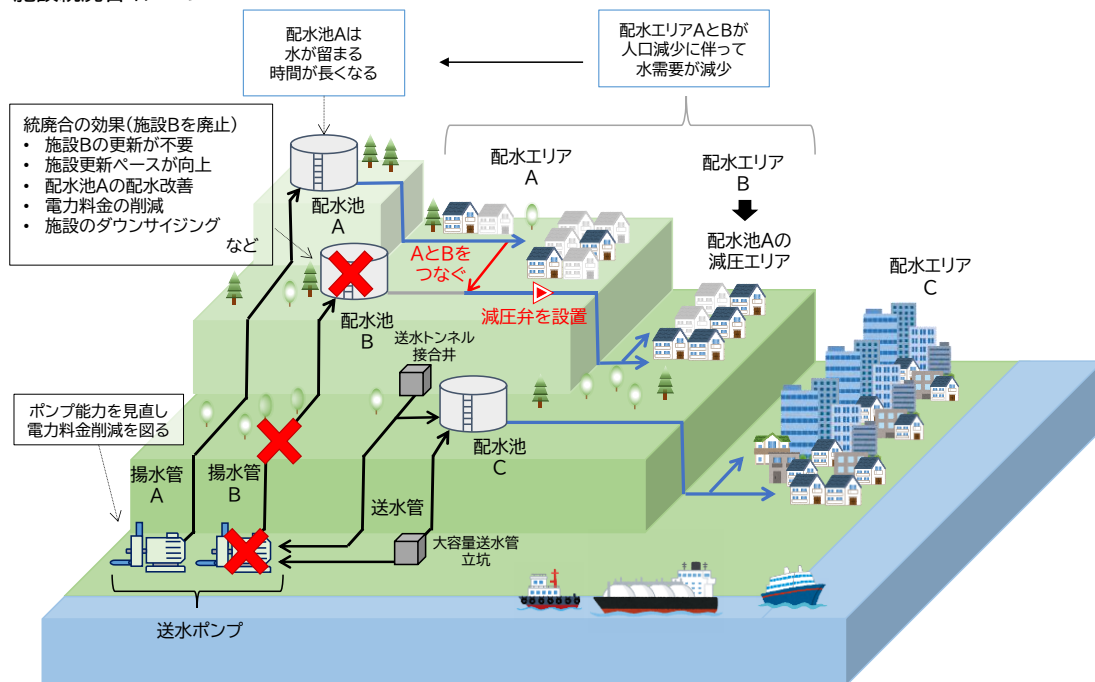
将来の更新需要を把握し、管路更新を実施していきます。



⑥ 施設の統廃合

一部の地域では、高度経済成長期に整備した水道施設の規模を水需要の減少を踏まえて見直す必要があります。そこで、水道施設を廃止して他の施設に機能を統合する“施設の統廃合”を行い、施設の数減らすことにより、維持管理や更新費用の縮減を図ります。令和 7 年度は東灘区の六甲山麓で水道施設の統廃合に必要な管路整備を進めます。

施設統廃合イメージ



（２）適切な維持管理

① 施設の適切な維持管理

（i）配水池等内面防水工事

配水池や浄水池などの耐久性や水密性を維持するため、適切な点検のもと損傷や劣化が進行する前に、補修や防水塗装の更新等の予防保全に取り組みます。

（令和 7 年度配水池等内面防水工事： 4 施設）



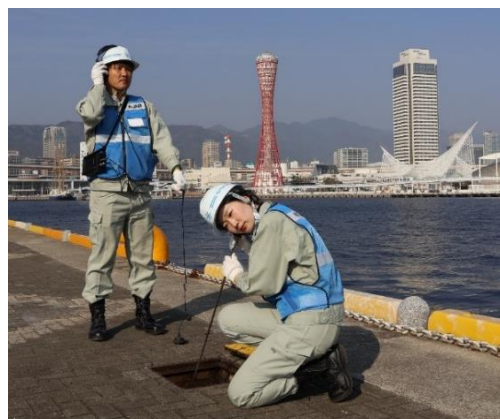
配水池の内面

（ii）管路の漏水調査

突発的な漏水事故による断水や道路陥没を防ぐため、管路の重要度や経過年数に応じた頻度で定期的に漏水調査を行います。

また、漏水調査を効果的・効率的に行っていくため、衛星画像などの新技術を活用した新たな手法を調査・検証していきます。

（令和 7 年度の漏水調査予定延長 約 1,200km）



漏水調査の様子

（iii）水管橋および橋梁添架管の点検・塗装

国が定めた水管橋の点検基準に従って、異常箇所を早期に発見し事故を予防するため、点検を実施します。（令和 7 年度の点検予定橋数 約 150 橋）

また、点検結果に基づき塗装の更新等の予防保全を適切に行い、水管橋の長寿命化を図ります。



ドローンによる点検



橋梁点検車による点検

② 適切な水質管理

水源から蛇口まで切れ目なく適切な水質検査を実施し、水質基準に適合した安全安心な水道水を供給します。

また、水源におけるかび臭の発生や市民の関心が高く水道水の安全に関わる有機フッ素化合物（PFAS）などについても、引き続き定期的・適切な検査と情報発信を行い、安心して水道水をご利用いただけるよう努めていきます。



水源における水質調査



水道水の水質検査

2. 広報とコミュニケーションの充実・強化

わかりやすい広報に努めるとともに、利用者のさらなる利便性向上に向けて取り組みます。

(1) 広報の充実・強化

水道事業の特性や水道水の安全性、災害対策等の内容について、多様な広報媒体を活用し、幅広い世代に向けてわかりやすい情報発信を行います。

① 多様な媒体を活用した広報

SNS 等での Web 広告やショート動画を活用し、若年層を含めた市民の方に広く情報を発信します。広報内容に応じてターゲティングを行い、効果の検証を行いながらより効果的な広報を展開します。



SNS 等 Web 広告イメージ

② 子ども向け広報

ホームページのキッズページの充実や、体験イベントを開催することで、将来を担う子どもたちに水道に興味をもってもらえるような広報を実施します。



イベントイメージ（漏水調査体験）



イベントイメージ（水質試験）

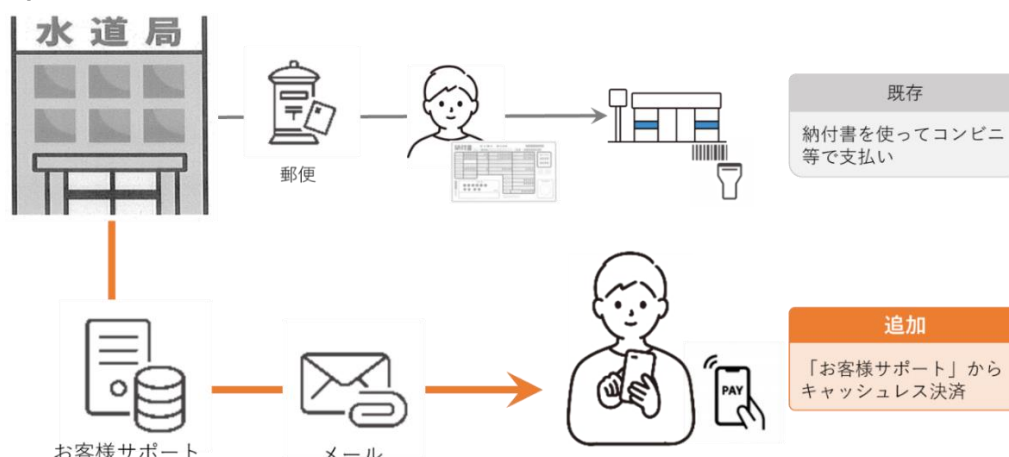
（２）利用者の利便性向上

① 水道料金の Web 決済の導入

水道局のポータルサイトである「お客様サポート」で水道料金を通知し、支払い決済ができる機能を導入することで、お客様の利便性の向上とペーパーレス化に取り組みます。（令和 8 年 1 月以降予定）

そのほか、お客様からの漏水減免申請への電子申請の導入や口座振替対象金融機関の追加により、さらなる利便性の向上をはかります。

Web 決済のイメージ



② 給水装置関連業務における DX の推進

給水装置工事の申請は、年間約 6,500 件の申請があり、これまでも電子申請の受付（電子申請率約 95%）、リモート検査の導入（リモート検査率約 73%）などにより、申請者の利便性向上及び業務の効率化を進めてきました。本年度も引き続き以下の DX の推進を図ります。

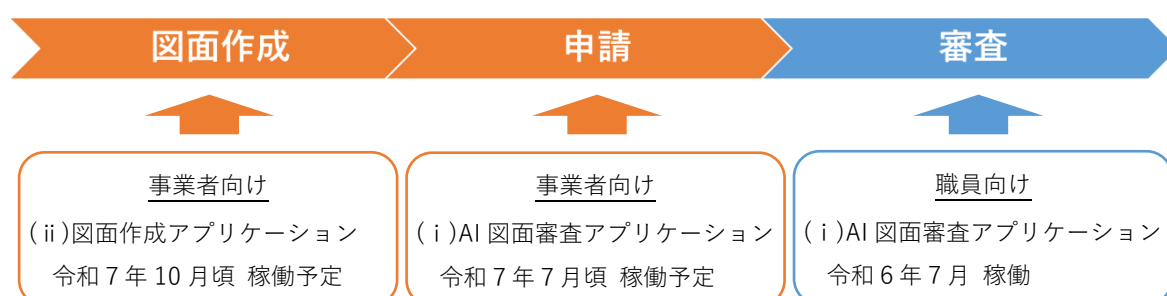
（i）AI 図面審査アプリケーションの稼働

令和 6 年度に AI を活用した図面審査アプリ（職員向け）の稼働を開始し、給水装置工事審査における審査精度の向上、審査基準の統一化及び審査期間の短縮を図りました。本取組は日本水道協会会長表彰 令和 6 年度水道イノベーション賞大賞を受賞しました。

令和 7 年度は、この AI をインターネット環境に公開し、図面に必要事項が記入できているか申請者自身が事前に確認（セルフチェック）できる AI 図面審査アプリ（事業者向け）の稼働を開始し、不備返却の減少などを図ります。

（ii）図面作成アプリケーションの稼働

本市の審査基準に沿った給水装置工事図面の作図を支援する図面作成アプリケーションの稼働を開始します。また、アプリの機能の追加や他の事業体でも利用できるスキームの検討を行います。



3. 経営の持続

将来にわたる安定的な事業運営のため、水道技術の継承に必要な人材の育成・確保に取り組むとともに、人口減少に対応したコンパクトで効率的な事業経営を目指します。

(1) 持続可能な経営基盤の構築

① 人材の確保・育成

(i) 人材の確保

全国的な少子高齢化による生産年齢人口の減少により技術職員の確保が厳しい状況の中、水道の未来を支える人材を確保するため、水道のスペシャリストである「水道技術職」の仕事のやりがいや魅力を様々なツールを活用して広く発信し、積極的な採用活動に取り組めます。



採用広報シール
JR 神戸線車内に掲載



神戸市営地下鉄三宮駅でのデジタルサイネージ

(ii) 人材の育成

ベテラン職員の大量退職が避けられない状況下で、技術継承が喫緊の課題となっています。日常業務を通じた教育訓練を基本としつつ、神戸水道の特色や水道事業に特有の専門性を向上させるための独自研修などに重点的に取り組みます。

加えて、個々の能力を十分に発揮できる職場環境を整備し、組織としての総合力を高めるため、マネジメント研修等を実施し、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めます。

② 業務の見直し・効率化

(i) 管路情報管理システムの更新

管路情報管理システムの更新にあたっては、本市共通のネットワーク基盤上での稼働を予定しています。そのため、独自に調達・保守していたサーバー機器や端末に係る費用の縮減効果が期待できるとともに、現場作業の際にも管路情報管理システムへアクセスができ、漏水現場や事務所作業において業務の効率化につながります。

令和10年度の新システム稼働を目指し、最適な業務のあり方の検討とともに更新の準備を進めていきます。

※管路情報管理システム

地図情報上に埋設されている水道管の位置・管種・口径・布設時期などの情報を搭載し、市内全域の配水管網の情報を一元的に管理するシステム。

再構築スケジュール（予定）

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
仕様検討	調達準備	システム開発	データ移行	稼働

(ii) 営業オンラインシステムの更新

営業オンラインシステムは水道料金の調定や収納情報等を管理する基幹的なシステムとなっています。更なる業務効率化のため、スマートメーターやお客さまサポートシステムとのデータ連携を見据えるなど、次期システムの仕様を検討していきます。

再構築スケジュール（予定）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
仕様検討	調達準備	調達	システム開発			稼働

4. 次期基本計画等の改定

現行計画の期間満了に伴い、水道事業においては「神戸水道ビジョン」を、工業用水道事業においては「神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）」を改定します。

（１）神戸水道ビジョンの改定

今後の水道事業の目指すべき方向性を示した「神戸水道ビジョン」（平成 28 年度から 10 年間）が、令和 7 年度末に期間満了となります。

本年、神戸水道は創設 125 周年を迎えましたが、人口減少に伴う水需要の減少、更新需要の増大、物価の上昇、災害対応、技術継承など様々な経営の課題に直面しています。このような中、令和 6 年度には 27 年ぶりの料金改定を行うとともに、今後の経営の基本方針と 4 年間の重点施策、及び 12 年間の投資・財政計画を掲げた「神戸水道経営戦略」を策定しました。

令和 7 年度は、50 年後、100 年後の将来も安全・安心な水を安定して供給するために、水道事業の目指すべき方向性を改めて整理し、基本計画となる長期ビジョンを改定します。



（２）神戸市工業用水道経営戦略の改定

工業用水道の経営戦略である「神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）」（平成 28 年度から 10 年間）が、令和 7 年度末に期間満了となります。

現在、工業用水道の使用水量や料金収入については、全国的には右肩下がりであるなか、本市では一定のレベルを維持しています。一方、支出については、事業を安定的に運営していくための設備投資や、近年の物価高騰への対応が必要となってきます。

このような状況を踏まえ、令和 7 年度は、今後の施設整備等を見据えた新たな経営戦略を策定し、経営基盤の強化と安定経営の確立に取り組めます。